

# 電力供給計画の 情報公開に係る今後の取扱いについて

2017年7月7日

資源エネルギー庁

# 電力供給計画に係る情報公開に係るこれまでの経緯

- 毎年度、各電気事業者が提出した電力供給計画（供給計画）に係る情報公開請求がなされている。
- 平成27年度までは、情報公開請求があった場合、その都度、情報公開法第13条の規定（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）に基づき、各事業者へ意見照会を行い、非開示情報については該当箇所を黒塗りにした上で請求者に開示してきたところ。
- その結果、一般送配電事業者の供給計画は一部を除き原則開示しているが、発電事業者、小売電気事業者に係る情報については、情報公開法の規定（第5条第2号イ「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」）に基づき非開示判断としている。
- 電力システム改革により、供給計画の届出を行う電気事業者の数が急激に増加し、これに伴って開示請求対象となる供給計画の分量も増大。平成28年度も、従来どおりの手法で対応したところ、照会作業をはじめとするコストが膨大となった。加えて、発電事業者、小売電気事業者については、情報公開法に基づき、必要な黒塗りを行いつつも、様式部分の開示を行うことが必要となるため、標準処理期間内に対応することが著しく困難であった。

<参考> 13社分の供給計画に係る情報公開請求対応の実績

公開した書類：1,879ページ（とじ厚10cmドッチファイル2冊分）

対応に要した時間：延べ約30時間

# 供給計画の情報公開に係る考え方の統一化

- このような背景から、平成29年度以降の情報公開請求への対応について、事業者への照会手続を簡素化すべく、統一的な考え方の整理を行った。  
一般送配電事業者に係る情報：一部（下表参照）を除いて開示  
一般送配電以外の電気事業者に係る情報：非開示
- こうした整理について、資源エネルギー庁電力基盤整備課として、電力広域的運営推進機関を通じ、全ての電気事業者へ周知を行ったところ。

<一般送配電事業者の供給計画に係る情報のうち、非開示となるもの>

様式	理由
様式32第8表、様式36 電気の取引に関する計画書	情報公開法第5条第2号イに該当する可能性があるため、各社に照会をした上で、開示の可否を決定
様式33第2表 調整力確保計画書	平成28年6月17日第8回制度設計専門会合において落札した個別の電源等の名称、容量、燃種等については、非公表とすると整理されているため、非開示
様式第38 電力潮流の状況	情報公開法第5条第3号に該当すると考えられるため、非開示

○一般送配電以外の電気事業者の供給計画については、基本的に各社の経営情報の一部であり、情報公開法第5条第2号イに該当すると考えられるため、全て非開示とする。



# 電力需給に係る公開情報について

- 電力需給に関する情報は、以下に紹介するホームページ等で閲覧可能。
- 資源エネルギー庁で公開する情報については、今後とも、必要に応じて見直しを検討。

## ○電力調査統計（資源エネルギー庁）

以下の情報を月ごとに公表

- ・ 発電実績、電力需要実績、電気事業者の発電所数・最大出力、火力発電燃料消費実績、自家用発電所数・最大出力、自家用発電実績 等

[http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric\\_power/ep002/](http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric_power/ep002/)

## ○電力取引報結果（電力・ガス取引監視等委員会）

以下の情報を月ごとに公表

- ・ 販売電力量、販売額、契約口数、月間スイッチング件数（低圧） 等

<http://www.emsc.meti.go.jp/info/business/report/results.html>

## ○でんき予報（一般送配電事業者）

以下の情報をほぼリアルタイムで更新

- ・ 現在の使用電力・ピーク時供給力、翌日の予想最大電力・ピーク時供給力 等
- ※過去の使用電力実績データ等も閲覧可能

※広域機関の以下URLより、一般送配電10社のでんき予報へアクセス可能

<https://www.occto.or.jp/keitoujouhou/index.html>

## (参考) 情報公開法 参照条文

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

第13条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条第二項及び第二十条第一項において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

# (参考) 供給計画届出書及びその添付書類に対する情報開示請求に係る考え方について (1) (平成29年6月 資源エネルギー庁電力基盤整備課)

(1)従来、各事業者の供給計画届出書及びその添付書類（以下一括して「供給計画」という。）について情報開示請求があった場合、その都度、各事業者へ意見照会を行ってきた。しかし、電力システム改革により、供給計画の届出を行う電気事業者の数が急激に増加しており、これに伴って開示請求対象となる供給計画の量が増大している。従来どおり、開示請求された供給計画について、その都度届け出た事業者に意見照会を行っていると、毎回数十件以上の照会作業が必要となり、手続コストが過度になることに加え、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）上定められている標準処理期間を満たすことができなくなるおそれがある。

そこで、以下の考え方に基づき対応を行うこととし、これまで行ってきた各事業者への意見照会は原則行わないこととする（(2)のケースにおける様式3 2第8表、様式3 6の場合を除く）。なお、開示にあたっては、従来通り、情報公開法における行政文書の開示義務（第5条）の規定に照らして慎重に判断する。

(2)一般送配電事業者の供給計画について

- ・記載されている数字は主に小売電気事業者、発電事業者及び自社の情報を合計した数値であるため、個社の情報が特定できるものではなく、「当該法人等の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの（第5条第2号イ）」ではないと判断し、以下の場合を除き全て公開とする。

# (参考) 供給計画届出書及びその添付書類に対する情報開示請求に係る考え方について (2)

- ・ただし、様式 3 2 第 8 表、様式 3 6 の電気の取引に関する計画書については、「当該法人等の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの (第 5 条第 2 号イ)」に該当する可能性があるため、電力広域的運営推進機関を通じて各社に照会をした上で、開示の可否を決定する。
- ・また、様式 3 3 第 2 表の調整力確保計画書については、平成 2 8 年 6 月 1 7 日第 8 回制度設計専門会合において落札した個別の電源等の名称、容量、燃種等については、非公表とすると整理されているため、非開示とする。
- ・様式第 3 8 の電力潮流の状況については、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ (第 5 条第 3 号)」がある情報と考えられるため、非開示とする。
- ・なお、上記以外の様式においても、広く意見を求め、開示の可否を決定する。

## (3) 一般送配電事業者以外の電気事業者について

- ・情報公開法の整理に従えば、供給計画については、基本的に各社の経営情報の一部であり、同法第 5 条に規定する「当該法人等の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考えられるため、各表記載項目を全て非開示とする。  
なお、備考欄 (欄外備考含む) については、記載がある場合は非開示。供給区域については、原則非開示とするが、各社 H P 等で広く公開されている場合は開示対象とする。